

会議名 第2回 豊島区基本構想審議会 第2部会

詳細 - 長期計画担当課 電話03 - 3981 - 1111 内線2181・2

附属機関又は 会議体の名称	豊島区基本構想審議会 第2部会	
事務局（担当課）	政策経営部長長期計画担当課	
開催日時	平成15年9月22日（月）13:30～：15:30	
開催場所	豊島区役所議員協議会室	
出席者	委員	渋谷秀樹（立教大学教授）岸井隆幸（日本大学教授）四阿知子（一般公募）水島正彦（助役）今村勝行（収入役）二ノ宮富枝（教育委員会）高橋明宏（一般公募）小林俊史（区議会議員）中田兵衛（区議会議員） 以上出席者9名（敬称略）欠席者3名
	幹事	企画課長、財政課長、広報課長、行政管理課長
	その他	政策経営部長、総務部長、区民部長、商工担当部長、清掃環境部長、土木部長、都市整備部長、区有財産活用担当課長、総務課長、区民活動推進課長、文化デザイン課長、生活産業課長、計画管理課長、リサイクル推進課長、環境保全課長、豊島清掃事務所長、公園緑地課長、都市計画課長、生涯学習課長
公開の可否	公開	
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第	（1）新基本計画の分野別体系（第1部会担当分）について （2）体系 「すべての人が地域で共に生きていけるまち」について	

1. 開会

事務局： 只今より第2回基本構想審議会第2部会を開催する。当審議会の委員であった西沢健委員が去る9月10日にご逝去された。謹んでご報告をいたしますと同時にご冥福をお祈りいたします。本日、森田朗会長から欠席の連絡を、M委員は30分ほど遅れると連絡をいただいている。それでは、渋谷部会長をお願いします。

議事

- （1）体系 「みどりのネットワークを形成する環境のまち」について
- （2）体系 「人間優先の基盤が整備された、安心、安全のまち」について
- （3）その他

渋谷部会長： 本日はご多忙のところ出席頂き、ありがとうございます。只今より基本構想審議会第2部会を開会する。本日は前回は引き継ぎ、基本計画の政策・施策の体系について審議をいただく。今回は事務局より前回要望のあった施策の方向ごとの現状と課題の資料が詳細に用意されている。これに基づき、政策

ごとに審議をお願いしたい。今回は、政策、施策の方向、事務事業の議論が混在し、混乱したので改めて確認していただきたい。それでは、「基本計画の策定のステップ」の資料を見ていただきたい。

資料について説明

それでは、政策の1番目「みどりの創造と保全」について審議する。これは前回、途中で審議が終わってしまい継続審議になったものである。なお、本日の目安として、5(1)まで審議を進めたいと考えている。それでは、事務局より関連資料の説明をお願いします。

- 事務局： 資料 -2-1、 -2-2 について説明。
- B委員： 公園緑地の拡大の目標値は10年間で1.5ha/人になっており、倍増させるということになっているが具体的な展望は見えているのか。
- 土木部長： 大規模な敷地を新たに手配するというのは不可能である。学校の統合等の機会を得て、大きな敷地を得ていくつもりである。
- B委員： それでは15ha~17haはとても捻出できないのではないかと。ある程度、予算的な措置を伴っていると考えるよしいか。
- 土木部長： 不足するような土地に付いては、雑司が谷霊園、染井霊園等が現在は墓地であるが、特殊公園化するという考え方も持っている。この考え方でかなりの部分を占められるのではないかと。同様に学校の統合による跡地の活用によってカバーしていくということである。
- J委員： 施策の方向の「数からまとまりへ」という方向は良いが、小規模な公園は民間に販売するなどし、その資金によって中規模の公園に拡大などにあてられるのか。それとも小規模公園は充足しているのでそのまま放っておくのか。
- 企画課長： 近隣にまとまりのある公園が確保できれば、その付近の小規模な公園については、今後のあり方について処分も含めて考えていきたいが、これは地元の事情や防災の機能も勘案し検討していく。
- J委員： その方向で結構である。存在意義のわからないような公園もあり、管理にもかなり費用がかかっているのではと心配しており質問した。
- O委員： 例えば、新宿区には新宿御苑、千代田区には皇居の周りなどに大きな緑地がある。他の区との比較をして本区の特徴を考えると、大学の敷地を活用すべきであると考えられる。これらは防災の面では拠点となっているが、公園の拠点として位置づけはできないのか。例えば、大学のキャンパスを公園と見立てた場合、豊島区の緑地率はどのくらいになるかは試算しているか。
- 公園緑地課長： その試算はしていない。
- O委員： 私も公園として位置づけるのは難しいと認識はしている。しかし、新宿御苑は新宿区の公園となっており、無料で入れる期間もあるが、基本的には有料公園である。つまり、新宿区の区民にとっては、誰もが集える公園ではない部分がある。豊島区では、例えば大学のキャンパスを日曜日には有料で入場可能とすれば、公園としての機能を大学に多少付加させることができるのではないかと。これにより、区における公園の敷地が広がると考えられるがこういった検討をしたことはあるか。
- 公園緑地課長： 昨年度から今年度にかけて、学習院大学に都市計画公園の網をかけさせてもらおうとした経緯がある。隣接地に大規模な売り物の土地があったため、

2 ha 以上という規模の土地を区の負担がない状態で公園を整備できないかということを検討した折、隣接する学習院大学の理事長に声をかけさせていただいた。学習院大学をすぐに公園化するというわけではないが、公園としての網だけかけさせていただけないかと検討した経緯がある。

土木部長： 現実的な対応の中では、学校開放の流れも含め、その空気を公園のように使うことのできる可能性があると考えている。また、防災公園街区整備事業を展開する中で、所定の面積が満たせず、学校の敷地を都市計画公園の中に位置づけができないかということを検討した。しかしながら、都市計画公園として網をかけてしまうと、使い方に制限がかかってしまうため、現実的には難しいが、区内に公園のような空間があるということ認識させ、活用していくことは、新たな公園を整備しにくい状況では有効ではないかと考えている。

O委員： 私も学校の敷地をそのまま公園として使うというのは身勝手なことだと認識はしている。しかし、みどりの拠点という点では、確かにそこに緑が存在しているから、みどりの拠点の面積率などを考えるときには、今の敷地についても視野に入れて議論をすると、区民の意識も変わってくるのではないかと。

渋谷部会長： みどりの拠点の拡大の中には、公園の拡大と公共施設の緑化があげられているが、大学は公共施設的な性質があるので、それを含めてみどりの拠点として考えることはできる。しかし、大学の公園化や一般開放は、大学は現在、盗難が発生するなど不審者の侵入に敏感になっていることから難しいと思われる。しかし、緑がそこにあるという認識はあるので、みどりの拠点の中に位置づけていくことはできるのではないかと。

O委員： みどりの拠点拡大は、公園が拡大されなくとも、区民の意識に緑が多くあると認識させるような施策を施せば、実現されるのではないかと。大学も一般開放できなくとも、月に一回でも引率者付で大学内の森を見学させることができれば、区民における大学の緑への意識は広がっていくのではないかと。これは、みどりの拠点の拡大にもつながっていくのではないかと。

渋谷部会長： 基本計画の施策の方向にはどのように入れていけばよいか知恵はあるか。

J委員： 質問であるが、以前住んでいた練馬区には市民農園があった。高齢者社会の中で、狭い土地でも畑仕事の真似事のようなことをできるところが区内にあると高齢者の楽しみになるのではないかと。区内には市民農園はあるのか。また、これはみどりのネットワークには含まれないのだろうか。

区民活動推進課： 区民農園は豊島区にはない。練馬区の向山に借りている敷地が一箇所ある。

J委員： 学校跡地や遊休地があるのなら、市民農園に活用してもいいのではないかと。

渋谷部会長： 公園というと整備されているものが浮かぶが、そうではなくて区民参画のガーデニングのような視点で考えようということであろうか。これは、みどりの拠点に入るのだろうか。

事務局： 近隣に大規模な公園が整備された場合に、小規模な公園を区民農園に転用するという方策は考えられる。

渋谷部会長： これについては、具体的な施策や事務事業のところで考えてはいかかがか。

G委員： 私が子どもを遊ばせていた公園は、狭いが木製の遊具などの施設が充実して

いた新宿区の公園であった。豊島区と同じような街中の狭小な公園であったが質が違った。公園を拡大していくことも大事であるが、小さくてもよいので、内容や施設が充実した公園を整備していただきたい。老後も、遠くの大きな公園よりも、近くの小さな公園でよいのでのんびりできる公園を利用したくなるのではないか。現在、都営住宅が立ち退いた後に公園ができるが、そこにある木をすべて切ってしまい、整地して芝を植えたりしている。しかし、雑草があると虫が生息し、コオロギやバッタを都心でも捕まえることができる。芝生でなくて雑草でも良いので、昔の空き地のようなものでもいいのではないかと子育ての中で実感したことがある。

渋谷部会長： 公園を作るときにその内容と方向性をもう少し考える必要があるということである。みかけだけ良くて利用しにくいことでは仕方がないということである。

B委員： 大学や神社・仏閣や墓苑など、ある程度防災面の機能を果たしている準都市公園的施設も含めて考えていくと、近隣公園が不足しているという地域同士でも差が出てくるのではないか。その上で、防災上の問題がある地域などで重点的に公園を整備していくことが必要なのではないか。また、豊島区は財政難であるが、借地制度を利用した公園はあるのか。

公園緑地課長： 借地を利用した公園もある。

B委員： 最近では都市計画の制度は提案型になってきている。現在、豊島区は土地不足と資金不足の2つの問題があるが、資金は定期借地などを活用してゆっくり払っていくという方法を取り、土地については、土地所有者が公園になら活用してもいいという気持ちが集まる仕掛けを早く施し、特定地域を選定した上で区も支援していくという形を取るべきである。地域のより強い絞込みをかけて、そこを重点的、積極的にやっていくという姿勢が必要である。

渋谷部会長： モデル的な事業ということか。

B委員： そうである。

渋谷部会長： これは基本構想全体の住民参加の方法にも絡んでくる話であるのでとても重要な指摘である。特に緑化については区民の関心がとても高いので、地元の見解をどのようにくみ上げるかについて、全体会でも取り上げられるかと思われる。施策の方向の全体としてはどうか。変更すべき点などあるか。大幅な変更点であれば、もう一度修正案を出していただくということになるが、この場でできる微修正については今行ないたい。

O委員： 私の視点を推進していただければ、たたき台にある2点の施策に加えて、「3 可能性のある民間地との協力の推進」を入れていただきたい。

渋谷部会長： それは「みどりのネットワーク」に含まれるのではないか。「拠点の拡大」は区の施設を重点的という視点で、ネットワークは大学などの民間地を考えているのではないか。それはネットワークに含まれる気がするが。

O委員： 他の委員から意見を聞かないと判断できない。

M委員： 基本的に4-(1)- はよい。区は公共施設や移転予定の大型敷地、また、公園が不足している地域を把握しているのであるから、単年度の考えではなく、長期的な視点で公園を整備していくということを常に考え続けることが大切であり、中途半端はやめたほうがよい。豊島区には小規模だけでなく、中

規模な公園もあるが利用されておらず、内容に問題がある。確かに遊具はあるが使われていない。近所の家庭や児童を見ても豊島区の公園で遊ばず、板橋区や新宿区へ遊びに行っている。実際の利用頻度を調査してみる必要があるのではないかと。みどりの拠点を整備することも大事であるが、普段我々が歩いていて緑を感じられる機会を多くすることも重要ではないか。緑が増えたと実感するのは、公園ができたときではなく、木漏れ日の中を歩く時などに感じるのではないかと。決して、公園を多く作ったところで豊かになるとは思えない。緑に触れ合うことを重点に考えるのであれば、公園をつくるだけでなく、道の緑を充実させることが大切なのではないかと。

渋谷部会長： 日常的に緑に触れあうというのも、みどりのネットワークに含まれるのではないかと。みどりのネットワークで含めて考えることとする。

M委員： 本区には豊かに歩くことができる場所が少ない。そういう意味で、立教大学の並木道などは魅力的である。ゆとりのある空間は、公園を作ることではない。これと子供が遊ぶための公園・遊園は別の話である。

渋谷部会長： 案では、ハードの側面が前面に出ているので、利用者の視点でみどりのネットワークを考えることが必要である。この辺りの言葉遣いについては、今の指摘を取り入れ修正するというのでよいか。

B委員： それでよいと考えている。しかし、資料の現状の所で、NPOや地域団体の活動などについても少し触れておくとういのではないかと。点在しているそういった団体を結集させ地域で豊かにしていき、最終的には区全体に広がっていくということの方がイメージが高まっていくのではないかと。

事務局： その方向で追加させていただく。

渋谷部会長： 総論は皆賛成であると思われる。若干、利用する立場での表現が必要ということよいか。それでは、その方向で修正させていただく。

事務局： 大学のキャンパスの活用についても事務局で一定の整理をさせていただき、Q委員と相談した上で修正案を提出する。

B委員： 歴史的資源についても追加していただきたい。単に都市公園として計画決定されているものだけでなく、自然資源を追加していただきたい。

渋谷部会長： それも含めさせていただく。

O委員： 修正案に関しては、私と相談した後にそのまま全体会に提出してしまうのか。次の部会で議論をいただくのか。

事務局： 手順としては、修正案を部会に提出し、再度審議をいただく。

渋谷部会長： 各委員から出された意見を盛り込んで、もう一度修正案を提出させていただく。次に、環境の保全の項目に移る。

事務局： 資料 -2-1、 -2-2 について説明。

J委員： ダイオキシンの量が14年度になって半減しているのはなぜか。

環境保全課長： 都内のダイオキシン量が下がっているということもあるが、13年度までは24時間サンプルであったが、14年度から一週間の連続サンプリングになっているため、サンプリングの長期化による誤差の抑制が原因かと考えられる。

J委員： 自動車の排ガス規制などは変わっているのか。

環境保全課長： ダイオキシンに関しては、焼却炉が主な発生元であり、さまざまな法律が制定され、昨年の12月からかなり厳しい規制となった。豊島区においては、

大型焼却炉は数が少なくなっており、規制対象となっているのは清掃工場と学習院大学と木工製材所の3箇所のみである。学習院大学はごみの焼却施設を持っており、常時使用しているわけではないが、ダイオキシン対策特別措置法の許認可対象となっている施設が校内に設置されている。

G委員： 学校における環境教育の取り組みについて教えていただきたい。省エネモデル校事業などには参加していないのか。

T委員： 昨年より小中学校とともに総合的学習の時間が開始され、総合学習の中の大きな柱の一つが環境学習である。それぞれの学校で取り組み方、題材は異なるが環境学習は大きなテーマである。そして、環境学習を進める際に、校内だけでなく、環境保全課や清掃環境部、リサイクル推進課など関係する各機関とも連携をして推進している。ほとんどの学校において、何らかの環境をテーマとした学習を展開している。

G委員： 板橋区、練馬区、西東京市などでは、モデル校事業に参加しているようだが、豊島区ではモデル校事業には一校も参加していないようだがどのように考えているのか。

T委員： 豊島区でも1つの小学校であるが、夏休み中に電気メーターのチェックを行うなど調査し、その結果を学校でさらに学習を深めるという取り組みも始めている。

渋谷部会長： これは学校教育であるが、今回できた法律は社会教育なども含まれるより一般的なものではなかったか。

環境保全課長： 環境教育推進法は学校関係の環境教育も含めるが、公園の樹木類を国に登録をしてお墨付きを与えるなど、自然環境観察、学校教育、環境学習など幅広い法律となっている。

渋谷部会長： 法律ができたので、それに沿って学校も含めた全体の教育の推進になっていくのではないかと。施策の中には、「区民」となっているが、その中には学校も含まれる。北欧諸国などでは幼少時から環境教育を徹底している。教育の力は大きいので、それを含めてここに位置づけたい。東京都の規制が10月より始まるが、その他に区が独自に条例を制定しているのか。

環境保全課長： 特に規制条例は持っていないが、中小企業の支援策として無利子融資の制度を今年度から実施している。

渋谷部会長： 規制に関しては、法律、都条例、区条例の3本立てになると思われる。

O委員： これからの数十年では、エネルギー問題が大きな問題になってくるので、エネルギーに関する教育は強く推進していただきたい。別の点で、地域美化の推進の施策においては、まちづくりの観点で地域合同キャンペーンなどによる美化活動もあるが、もう一点、街の中の美化とは何かという認識を醸成させることが大事である。私は池袋の駅を降りるととても道路が汚く感じる。つばやガム、臭いもきつい。駅を降りて、街頭に出たときに吸う空気を気持ちいいと思ったことは一度もない。これは果たして街の美化とは関係がないのだろうか。都会だから仕方がないのだろうか。道路の色、周りの建物との調和、ガムやつばなども含めて、街の美化とは何かをもう一度考えることも、地域美化の推進に事業として含まれるのではないかと。

渋谷部会長： 基本的にここにある地域美化とはごみがないという状態である。街が美しい

というのは、魅力ある街づくりのところの入るのではないか。

リサイクル推進課：O委員の指摘のように、街の環境美化は何かを考えると、落ちているごみをきれいにするだけでなく、環境美化の対象範囲としては、放置自転車の問題、不法投棄の問題なども広くは含まれてくる。街の美観やアメニティの観点も含めた視点が必要である。街をきれいにするための一体的な対応を取るために、横断的な連携をとる必要があると考えている。

O委員：真鶴町では美の条例を作っている。これは景観条例ではなく、町全体で美の意識を認識し、規制でなく新しい街づくりに美を取り入れていくというものである。都心は様々な来街者がいるので区民だけでは対応できないが、汚いと言われている池袋を、来街者に今後10年は区として街の美化を推進するとアピールできれば、意識が変わってくるのではないか。

事務局：東京都であれば、東京のしゃれた街並みづくり推進条例、景観条例が取り組まれている。また、このテーマは当分野に入れるのか、まちづくり全体のテーマにおいて入れるべきなのかを考える必要がある。いずれにしても、街並み、景観に関する考え方は、地域美化に含める必要はある。

B委員：都市公害の防止について具体的に何をするのがわからない。庁有車を計画的に低公害車に更新していくと書いてあるが、その前の自動車使用の抑制は具体的には何を行っていくのか。

環境保全課：庁有車に関しては率先して取り組むべきであるということで、低公害車への切り替えを行っている。10月より始まるディーゼル車規制に関してもディーゼル以外を使えない車は庁有車から撤退していつている。区民や事業者にも低公害車を普及するためのPRも進めている。

B委員：自動車使用の抑制とは何を行うのか。

事務局：わが国の二酸化炭素の排出量で増加している運輸部門は、平成2年から12年の間に約2割増加している。その主要な対策となる自動車利用の抑制に関しては、区民の意識改革を進め、公共交通機関を利用するようにPRしていくことが考えられる。

B委員：他に道路交通対策について全般の視点が欠けているのではないか。渋滞ポイントが大きな問題としてあるが、それを解決するための手法についてもう少し踏み込んでよいのではないか。区が行うべきものと都が行うべきものがあるが、ここでは何を具体的にやるのが欠けている。いずれにしても、単に推進すると書かれてもよくわからず、具体的な事項があったほうが迫力があるのではないか。地域美化に関しても、アメリカでは中心市街地を活性化するときにはClean&Safety、シンガポールではClean&Greenと地域をあげて運動を展開している。こういった運動を打ち出し、それをサポートするのが区の施策として大事なのではないか。また、美化の話ではないかもしれないがマンション紛争は最近起きていないのか。マンション紛争は、負の地域問題であるが、こういったものは未然に防がなくてはいけない。その為には、街としての美しさやルールは何かを予め決めておく必要があり、池袋をきれいにしていくことも大切であるが、これから起きてしまう可能性があるものを先手を打って未然に防ぐことも重要なのではないか。

渋谷部会長：都市公害の防止について、自動車対策、事業所対策、日常生活における対策

などがあるが、具体化とは例えばどういったものがあるのか。

B委員： 例えば、幹線道路の渋滞ポイントがはっきりしているのであれば、それに対してどういった対策を採るのかを明らかにするべきである。都が行うことであれば、都に働きかけることが必要である。公共交通を使ってもらうのであれば、いかに駅前に楽しい空間を演出するか、歩いて暮らせる街を演出する必要がある。具体的にまちづくりとして行うものをメッセージとして出す必要がある。

渋谷部会長： 先ほどの話と結びつくが、通勤であれば世田谷区では等々力溪谷を歩いていくなどしており、歩いて楽しい街であれば、自動車を使わないということも考えられるわけであるので、規制・抑制という方向ではなく、車を使わない社会に誘導していく方向付けがあればよいと考えている。環境という言葉はこれまで規制というイメージが強かったが、進んで向かっていくという方向付けを区が前面に打ち出せばよいのではないか。

B委員： 池袋では放置自転車が多く困っているが、これはつまり、池袋には皆自転車 coming しているということである。それであれば、自転車をもっと有効に使うなど、豊島区ならではの街の構造を打ち出すこともできるのではないか。それが結果的に自動車を使わなくてもよい街をつくりだすのではないか。こういったものを一つでもモデル的に行うというものがあってもいいのではないか。

M委員： 豊島区の人には自転車をとてもよく使う。こんなに自転車を使う街は他に見たことがない。やはりこれは豊島区の特徴である。自転車を使いやすい造りの街なのではないか。こういうことを踏まえて、駐輪場の問題解決のヒントを模索しなければならない。

O委員： 自転車の利用空間ネットワークの整備の話は後で出てくるが、B委員が指摘したように先手を打つということがとても大事である。都心では、ごみが一つでも捨てられるとその場所はすぐに汚くなってしまいが、これも先手を打って、はやく芽を摘むということが大切なのではないか。

B委員： それはブローケンウィンドウと同じような現象であるが、ニューヨークではいたちごっこの原点を抑えれば治安はよくなるということで落書き消しに最初に取り組み成功している。一過性のものではなく、持続的にとしくまなければならない。

渋谷部会長： 施策の方向としてはどうか。もう少し先手を打つ施策を入れるべきであるということでしょうか。

O委員： 例えば、早く芽を摘むということであれば、2時間キャンペーンのようなもの、この街は2時間以内にごみをなくすというようなキャンペーンを持続的に推進できれば、芽を摘むことになってくるのではないか。

渋谷部会長： 環境美化に関しては、強力にアピールする運動を行うことが大事なのかもしれない。豊島区は空き缶のポイ捨て防止に関する条例などがあるが、私が池袋駅から立教大学に通うときも、ポイ捨ては必ず目撃する。条例を作ってもざる法になっている。条例化は難しいかもしれないが、歩行禁煙キャンペーンなども具体的に行っていくことが大切であるのではないか。こういったことも含めて、地域美化を考えていきたい。体系の言葉としては難しいが、事

務局でもう一度修正するのか。

- 事務局： 各委員が指摘された区のできる具体的な施策を加筆して、再度提案する。
- 渋谷部会長： 全員の心を捉えるキャッチコピーがあればよいのではないか。それでは、リサイクル・清掃事業の推進に移る。
- 事務局： 資料 - 2 - 1、2 - 2 - 2 について説明。
- 〇委員： ごみの減量が進んでいるようだが、区民には実感がないのが現状である。広報等で情報は提供しているが不十分である。リサイクルも実感があって促進されたわけである。ペットボトルを分別回収した結果どうなっているのかを実感できた。京都の例では、てんぷら油の残り油をゴミ収集車や市バスの燃料に利用し、それらの排ガスからてんぷら油のにおいがすることで、市民が実感できたようである。これによりリサイクルの意識がより高まったということがある。これと同じようにごみの減量についても、本人が実感するものを提供できるとよいのではないか。
- 計画管理課長： 一般家庭でごみの減量を実感するのは難しいと思われる。豊島区では8品目12分類を行っているが、これと併せて、エコ豊島やリサイクル環境フェアの中で普及・啓発をしている。1人1人が実感するのは難しいと私も考えている。
- 〇委員： おもしろい取り組みが必要なのではないか。例えば、ごみの減量が目標値に達したので記念品を配るなどもいいので、工夫したほうがいいのではないか。
- 計画管理課長： なかなか難しい部分があるが、検討させていただく。
- 渋谷部会長： これについては、事業やイベントなどの所で議論していただく。
- J委員： 分別ごみは浸透しているが、家の中にごみがたまってしまうという問題もある。曜日を選ばずに捨てられるようにしていただけるとありがたい。具体的には、ペットボトルなどは、製造者責任などで処理している国も多い。製造者と掛け合うのは日本では難しいと思われるが、スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどでは24時間収集しているのだから、その店舗で買ったものではないかもしれないが、区民がペットボトルや牛乳パックを捨てられる場をつくっていただけるとありがたい。
- 計画管理課長： 去年は隔週で行っていたが、今年の4月からペットボトルと牛乳パックについては毎週回収している。また、コンビニなどでは拠点回収という形で区民のゴミ捨て場を設定している。毎日回収は難しいので、ペットボトルなどはつぶすなどして対応していただきたい。
- J委員： 毎日回収ということではなく、例えば、スーパーで買ったものであるが近所のコンビニで捨てられるなどというシステムは難しいのかということである。どこが負担するかという問題はあるが、処理される焼却炉は同じなので、もう少し便利にならないかと考えている。
- 計画管理課長： 先ほど申し上げた現状のゴミ回収システムを活用していただきたい。また、今の提案については別途検討させていただきたい。
- 渋谷部会長： 今の話は、具体的にどのようなプランでごみ収集を行うかということなので、事務事業のほうで議論をいただきたい。施策の方向としてはどうか。J委員から区民が実感できるような施策という提案があったが、単に普及啓発といっても浸透しないので工夫が必要であると考えられる。

- B委員： 目指すべき方向の2つ目の所に、区が自らグリーン購入を勧めるということに記載してはどうか。国でもグリーン調達法でグリーン調達しているが、単価が高いために財政で撥ねられてしまうことが多い。このテーマを本当に推進するのであれば、区は少し高くても購入するということを明記すべきではないか。
- 清掃環境部長： 数年前からリサイクル製品の購入は行っているのですが、間違いなく委員のご指摘の部分は取り入れていく。
- J委員： 補足であるが私の提案として、コンビニで販売されている商品はコンピュータによる一括物流で管理されているが、この流通形態と同じようにごみの回収についても取り組むことはできないかということである。検討していただきたい。
- 渋谷部会長： 同感する所であるが、区で取り組むのは難しいのではないかと。
- 清掃環境部長： 流通業界とも話をしているが非常に難しいと思われる。ペットボトルに関しては、コンビニや酒屋など150箇所に容器を置いて回収しているが、それも撤廃していただきたいという話が出ているほどである。
- 渋谷部会長： 難しい所であるが、製造者・販売者責任という趣旨を盛り込んでいくことでどうか。
- J委員： 厳しいとなると、区民の税金で処理するしかないのか。
- 渋谷部会長： 物流の仕組みが、まだ指摘のようにはなっていないので、システムから変えなくてはならない。豊島区だけで行ってもうまくいかないのではないかと。しかしながら、目指すべき方向としてはそのようなことが盛り込めるとよいのではないかと。
- 清掃環境部長： 目指すべき方向としてはよい。
- O委員： 今の話であるが、可能性はあるのではないかと。今回の基本計画のベースにある区民とのパートナーシップということを考えれば、ゴミ回収箱はコンビニに設置するが、回収は町会で協力し、リサイクル推進員が行ってみてはどうか。ごみをまとめて倉庫に保管しておくことなどができるのではないかと。
- J委員： 豊島区ではカラス対策はどうなっているのか。
- 計画管理課長： カラスは10年前と比べると大幅に増加しているが、豊島区に苦情が来るのは、カラスが巣を作る6月と2月が多い。この時期はカラスが攻撃をすることによって危険だからである。カラスが増える原因は生ごみであると思われるが、これについては、ネットを貸与しカラス対策を行っている。繁華街では、カラスが動き出す前に生ごみを収集するということを考えているところである。
- 渋谷部会長： 基本的な施策の方向については原案の通りとし、本日議論に上がった点を付け加えるということではどうか。次回、修正案を諮らせていただく。時間が押しているが、次の項目について、説明だけでもお願いしたい。
- O委員： 委員があまりにも少ない中で、説明だけ行っても次回もう一度説明をいただくことになってしまうのではないかと。欠席の委員にはどういった対応をするのか。
- 事務局： 欠席の委員については、本日の資料と審議の概要を提供することで本日の審議の内容を把握していただく。

- 委員： 資料説明はそれほど時間のかかるものではないので、次回に回してもいいのではないか。
- 渋谷部会長： 冒頭に申し上げたように、個別具体的なことに関しては後半の部会に回していただきたい。施策の方向を中心に議論していただかないと時間が足りない。予定ではあと1回であるが、事務局と事前に相談させていただき、もう一度部会を設定する方向で考えている。追加する部会の日程調整をさせていただきたい。10月24日には第1部会も追加することになっているようであるが、第2部会は10月23日、または28日の18:00以降に開催したいがいかがか。
- 事務局： できる限り4回の審議で完了するようにお願いしたいが、場合によっては5回ということも視野に入れて考えていきたい。また、今回は10月14日18:30からであり、全体会は11月上旬を予定している。本日は欠席の委員が多いので、23日、28日のより多くの委員が出席できる日を事務局で調整する。
- 渋谷部会長： 今後はなるべく個別の問題ではなく、一般的な施策の方向に絞って議論をしていただきたい。
- 事務局： 今回は10月14日火曜日の18:00から第一委員会室での審議を予定している。今回の事務局案に対する修正案の提出については10月8日までをお願いしたい。第1部会の審議に対する意見についても同様に受け付ける。また、資料 -2-1、 -2-2については、次回の審議でも使用するので持参していただきたい。また、当部会の第1回の議事録について修正があれば事務局まで連絡をいただきたい。
- 渋谷部会長： それではこれで閉会する。

(以上)

会議の結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続審議 ・ 第3回日程 事務局で調整する
提出された資料等	<ul style="list-style-type: none"> -2-1 基本構想審議会(第2部会)「施策の方向」現状と課題 -2-2 基本構想審議会(第2部会)政策・施策・事務事業一覧
その他	